

県財政は原発税収に大幅に依存しているのか 山崎たかし

古い話で恐縮ですが、2017年の衆議院選である候補が「原発関連交付金は、福井に欠かせない。原発が止まっている現状で交付金は減っており、基準を見直さなければならない」と主張しました。(朝日新聞県版 2017年6月8日)

しかし彼のこの認識は明らかに間違っていました。たとえば、福島原発事故の前年(2010年)に受け取っていた電源三法交付金は、福井県・立地市町・周辺あわせて216億円ですが、2014年には大幅に増え300億円を超えています。私はこれを福島原発事故がもたらした「焼け太り」と評していました。

また、2014年度の三法交付金(県分)198億円のうちの107億円は、原発がなければ使う必要のない財政需要にあてられています。一番大きなものが、原発事故に備えた防災道路の整備費など90億円です。

福井県の財政は核燃料税を含む原発税収や電源三法交付金などに大幅に依存しているため、脱原発は困難という議論があります。ほんとうにそうなのでしょうか。福井県立大学経済研究所の「福井県における原子力発電所と地域経済の歩み」は、2010年前後の統計を用いているので、私も同年代の統計を用いて検証したいと思います。

(註: 県立大学経済研究所『原子力発電と地域経済の将来展望に関する研究』2010年は、「関電の利益は大部分が福井県外に流出し、原発の福井県経済に対する直接的なメリットは、見かけの大きさほどは大きくない」などと総括)

まず、2010年度の福井県の決算をみます。同年の県税収入907億円のうち原発関連税収は148億円(法人県民税と法人事業税で74億・核燃料税74億)です。つまり、県税収入に占めるこの原発関連税収の割合は16%。一般会計の歳入総額5,106億円に占める割合はたかだか2.3%です。他に電源三法交付金が70億円ありますが、これを足しても原発関連の収入は218億円。歳入総額5,107億円に占める割合は、4.3%にすぎません。

(註: 2010年度の福井県に入る三法交付金の総額は216億円。そのうち4市町に125億が配分され、県に入る分は91億。その91億から隣接と隣々接自治体の周辺分21億を差し引くと県の取り分は70億円となる)。

1960年代に知事が原発立地を拒否した徳島県との比較

(H22年/2010年度) 単位は億円

	一般会計 歳入総額	県税収入 a	国庫支出金 b	地方交付税 交付金 c	a+b+c
福井県 82万人	5,106	907 (148)	715 (70)	1,234	2,856
徳島県 81万人	4,868	689	712	1,453	2,854
差額	238	218	3	-219	2

(148)は 電力の法人県民税・法人事業税・核燃料税の合計
(70)は 県が受け取る電源三法交付金

a+b+c の差 218億円あってもよいところ2億の差しかない

この原発関連の収入218億円は「原発関連税収で県財政は潤っている」と大げさにいっほどの額でしょうか。また、原発関連の収入に頼らない健全財政に戻ることは難しいことなのでしょうか。ここで、1960年代に原発立地を拒否した徳島県(人口もほぼ同じ)の2010年度の決算とを比較してみます。この年の福井県の県税収入が907億円に対し、徳島県が689億円。その差は218億円です。しかし、原発関連税収148億円を引

いても福井県が70億円多いだけで国庫支出金は、両県ともほぼ同じ額です。ただ、福井県に入る国庫支出金715億円のうち70億円は電源三法交付金であるため、納得感は薄いのではないのでしょうか。

周知のとおり税収の多い自治体はその分、国からの地方交付税交付金が少なくなるため、この年の福井県の地方交付税交付金1,234億円に対し徳島県は219億円も多い1,453億円です。県税収入+電源三法交付金+地方交付税交付金をみると、徳島県が2,854億円に対し福井県は2,856億円です。他の年も、多少の増減はありますが、福井県に入る国からの移譲財源がとくべつ多いわけではありません。

電源三法交付金のうち多くが原発がなければ必要のないお金

しかも、さらに見ておかなければならぬ問題があります。それはせつかくの電源三法交付金と核燃料税の多くは、たとえば温排水の影響調査や放射線監視など原発が存在するために必要となる仕事に使われているという点です。

2010年には三法交付金(県分)91億円のうち14億円が、広報・調査や放射線等監視、緊急時安全対策など原発のために必要な(原発がなければ必要のない)財政需要にあてられています。原子力安全対策課の事務費や人件費、事業費などは一般財源からの支出になりますが、それらもそもそも原発がなければ必要としなかった支出です。

核燃料税も同様に、その多くが「原発があるために必要となる」放射能測定や温排水調査などの安全対策事業に使われています。福井県では、法定外普通税として核燃料税の徴収が5年間の期限で認められ、1976年11月に施行されました。以後、5年ごとに更新しています。核燃料税は、県が自主財源の地方税として課税し、その4割を「福井県核燃料税交付金・補助金」として立地・周辺市町村等に交付し、原子力安全対策事業や広報事業の充実、道路、港湾、漁港などの整備に充てているのです。

電源三法交付金の種類	内 訳	2010年	2014年
電源立地地域対策交付金	水力発電交付金	1.3 億	1.2 億
電源立地等推進対策交付金	広報・調査など交付金	2.2	1.48
	交付金事務等交付金	0.023	0.13
	放射線利用・原子力基盤技術試験研究推進交付金	1.5	1.4
	原子力発電施設等立地地域特別交付金 *1	0	43.4
	原子力人材育成推進事業 *2	0	1.6
	原子力・エネルギー教育支援事業交付金	0.39	0.3
	原子力発電施設立地地域共生交付金 *3	0	47.1
原子力施設等防災対策等交付金	放射線等監視交付金	5.4	5.9
	原子力発電施設等緊急時安全対策交付金	2.8	4.6
電源立地等推進対策補助金	原子力発電施設等研修事業費補助金	0.65	0.74
	合 計	14.26	107.85
	この年の三法交付金(県分) (うち周辺地域交付金 隣接市町村へ)	90.7 (21.5)	197.5 (20.8)

さて、福井県は1984年に『15 基体制の総括』を行い「原発で地域振興の効果はなかった」と結論づけ「一時的な財政面の恩恵より、新たな恒久的な地域活性化のあり方が求められている」と総括しました。同じ年に私は、県発行の『県税 500 億円の歩み』(1981年)の「核燃料税更新の経緯」と『県税 1000 億円の歩み』(1992年)の「核燃料税創設から 15 年」を基に、小論「県民の側からの原発の総括」をまとめ、毎日新聞から郷土提言賞をいただいています。「核燃料税創設から 15 年」の冒頭には、「創設以来、90 年度末までの核燃料税収入は 507 億円に達し、本県の施設策実施のための貴重な自主財源である」と書かれています。しかし、この文書を素直に読めば、核燃料税は県が当初望んでいた「地域振興と恒久的福祉」のためには役立ってなどおらず、「県の財政を支える自主財源」と言い切るには無理のあることがわかるのです。とくに驚かされたのは、こうした事業に充てられる財源のうち核燃料税収で不足する分は一般財源からの持ち出しと書かれていたことです。「核燃料税創設から 15 年」によると、1981～86 年に 331 億円の財政需要があり、そのうち不足分 139 億円が一般財源から持ち出されていました。

私は 2016 年に県の情報公開課に赴き、改めてこの核燃料税の使途情報の公開を求めました。ところが、核燃料税は一般財源化されていて、使途の明細は不明で公開できないと回答されました。しかし、鹿児島県においては核燃料税の使途明細が公開されていました。平成 25～29 年度の使途明細によれば、鹿児島県に入る核燃料税の総額 21,2 億円のうち 17,7 億円、83%が「原発があることで必要となる財政需要」のために使われていることがわかりました。

鹿児島県の核燃料税の税収の使途

(第7期:平成25～29年度)

	内 訳	単位:十万円
原子力安全対策費	人件費・防災対策費など	1,328
環境保全対策費	環境放射線監視測定費 温排水対策費	545
民生安定対策費	非常緊急用道路整備事業費	15,869
	合 計	17,742

総額21,2億円のうち17,7億円 83%が原発があるために使わざるを得ない事業のために使われている。

また、福島県では、「核燃料税は、原子力発電所が立地するゆえに生じる多額で多種多様な財政需要に対応するため、電力会社に課税される」と書かれており、原発事故の前年(2010年)度の当初予算では、44億3,000万円が計上され、その7割にあたる31億円は県が放射線測定や防災ヘリコプターの維持、避難用の道路整備、被曝医療を担う県立医大病院の運営などの費用に充てられていました。

先に私は、福井県と徳島県の決算を比較し、県税収入+電源三法交付金+地方交付税交付金をみると、徳島県が2,854億円に対し福井県は2,856億円となっていると書きました。しかし、福井県は電源三法交付金と核燃料税収入のうち、福島や鹿児島より少なく見積もって、仮に1/2が「原子力発電所が立地するゆえに生じる多額で多種多様な財政需要」のために使われているとしたら、電源三法交付金70億円と核燃料税74億を足した1/2の72億円となります。この72億円は徳島県には必要のない金額ですから、2010年の決算比較でも、福井県は徳島県に比べて割に合わないことをやらされているという話になるはずです。

立地市町の財政は福島事故前から悪化していた

2009年度の敦賀市・美浜町・おおい町・高浜町の一般会計予算に占める電源三法交付金と原発の固定資産税の二つの収入の割合は、敦賀市 21%、美浜町 26%、おおい町 40%、高浜町 40%です。

周知のように電源三法交付金の使途は、当初は道路や公共施設など建設事業に限られ、箱物がたくさんできました。つまり、原発の恩恵を受けているのは町全体の約1割程度の建設業やサービス業などです。2000年以降は、三法交付金の使途が自由になり、施設の維持運営や職員（施設のみ）の人件費にもあてられるようになりましたが、その肥大化した維持管理費などが財政圧迫の要因にもなっています。

類似団体との比較(類似団体を1として)

2014年 類似団体	敦賀市 Ⅱ—3	美浜町 Ⅲ—2	おおい町 Ⅱ—2	高浜町 Ⅲ—2
人件費	0,97	1,49	1,35	1,31
物件費	1,33	1,62	2,70	1,92
維持補修費	4,17	2,42	4,49	1,60
補助費	1,30	1,75	1,52	1,03
繰出金	1,15	1,65	1,63	1,97
普通建設事業費	1,50	1,56	3,92	3,17
歳出総額	1,18	1,44	2,10	1,72

物件費＝賃金(人件費以外)、備品購入費、委託料。
補助費＝様々な団体への補助金、負担金。
繰出し金＝他会計、基金への繰出に要する経費。
普通建設事業費＝施設などストックとして将来に残るもの。

この表は、立地市町の支出を類似団体と比較した数値です。立地自治体は他の類似市町に比べ、建設事業費は相変わらず高止まりの状態です。また、ハコモノが多いため、物件費や維持補修費の比率が類似市町に比べ高くなっています。繰り出し金が多いのは下水道会計などへの持ち出しです。

とくに電源三法交付金の使い道の多くは、避難道路や温排水対策など原発があるために必要となる公共事業に充てられています。そのため立地自治体は他の類似市町に比べ、物件費(委託料、賃金、旅費、役務費、人件費以外の賃金、出張旅費、備品購入費、委託料、講師謝礼等報償費、使用料など主に人件費に対応する)や補助費(様々な団体への補助金、負担金、報償費、寄附金)、繰出し金(他会計、基金への繰出に要する経費)の出費比率が高くなっています。これらは、箱物の多さと関係があり、あいかわらず投資的経費(普通建設事業費、災害復旧事業費、失対事業費、施設などストックとして将来に残るものに支出する経費)の出費は多くなっています。

中川平太夫元知事(故人)が「原発は嶺南の振興に役立たなかった」と県議会で認めたのが三十数年前。「立地市町の財政は膨らみすぎ、この先どうなるかわからない」と追及された山本順一自民党県議(故人)の指摘はまことに慧眼であったといえます。ポスト原発を見越し、過剰な箱物建設などへの投資的経費を抑制してゆくこととで、財政への影響を緩和してゆくしかありません。

自治体の判断で原発を廃止!!

原発の廃止にともない固定資産税など原発関連税が減少したとしても、その減収分の 75%は翌年の普通交付税で補填されるため、収入が極端に減ることはありません。

ただし、原発の廃炉が決まれば「電源三法交付金」はゼロになります。経産省は 2016 年 12 月、廃炉により「電源三法交付金」が打ち切られる自治体に前年度実績の八割の額を交付する「廃炉交付金」制度を創設しました。交付額は今後十年間で段階的に減らす方針のようです。

もともと 2030 年の電源比率を原発 20~22%とする方針の政府が「廃炉交付金」制度を全原発に適用することなど想定してはいません。自治体の判断で原発を廃止でき、いつでも「廃炉交付金」を受け取ることができるよう、その仕組みを国に作らせなければなりません。沖縄県の翁長前知事のようにそれを県民とともに国に求めるのが知事や県議の仕事なのです。

野村総研の分析でも

野村総合研究所は経済産業省の委託で 2014 年に、敦賀商工会議所のアンケートなど公表されているデータを基に、敦賀市と美浜町の経済分析を実施しました。（中日新聞福井県版 2017 年 5 月 5 日）

その野村総研の分析でも、電力会社の事業支出のうち地元企業への発注は大半が保守・検査業務で、全体の 16%にすぎず「原子力は地元産業との関連が希薄」と結論付けられています。野村総研はその上で、宿泊などの波及効果を含めても、経済効果はこの地域全体の経済活動の 16%にとどまるから「局所的な対応をすれば原発廃止による影響は緩和できる」と提言しているのです。

また、高浜、おおい両町を含めた 4 市町の財政を、原発のない同規模の自治体と比較し、原発のある自治体は財政規模が大きく、特に電源三法交付金の 8~9 割が充てられるハコモノなどの建設費と運営費が突出しており、うち恒常的に必要となる運営費がほぼ半分を占めるなど大きな負担になっていた報告しています。

そして、「歳入が膨張した状態が続いている。投資を増やすほど将来の施設運営費が増える負の連鎖に陥り持続不可能な財政運営」と指摘し、電源三法交付金や固定資産税がなくなっても、地方交付税で必要分は賄われるとして、ドイツを例に再生可能エネルギーの拠点などに転換する必要があると結論づけています。

非売品「原子力と核のゴミをめぐる高校生との対話」2021 年より抜粋